

交通不便地域支援事業実施要綱

(目的)

第1条 交通不便地域支援事業は、協力団体が船橋市内で運行する送迎バス路線において、高齢者等に対して送迎バスの空席や空き時間を利用し、市内の交通不便地域から最寄の公共交通機関等への移動の支援を行い、高齢者等が自由に社会参加できるまちづくりを行うことを目的とする。

(対象者)

第2条 交通不便地域支援事業の利用対象者は、本市に居住する満65歳以上の者のうち、一人で送迎バスへの乗降が可能であり、かつ別に定める交通不便地域支援事業利用規約を遵守する者、その他市長が認めた者とする。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は次の各号に定めるところにより行う。

- (1) 協力団体は、交通不便地域支援事業の目的を理解し、業務に支障が出ない範囲で交通不便地域支援事業の利用者を運送する。
- (2) 船橋市は、協力団体に対して交通不便地域支援事業の運営に必要な支援を行う。
- (3) 交通不便地域支援事業の運行経路は、別に定めたものとする。
- (4) 交通不便地域支援事業の運行日は月曜日から金曜日（土日祝日、休校日など除く）、運行時間は概ね午前8時から午後7時までの間とする。

(利用申請)

第4条 交通不便地域支援事業の利用を希望するものは、交通不便地域支援事業利用申請書兼同意書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(審査及び決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、内容を審査し、利用の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により利用決定したときは、申請者に交通不便地域支援事業利用パスカード（以下「パスカード」という。）を交付し、利用却下を決定したときは交通不便地域支援事業利用却下通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(パスカードの提示)

第6条 交通不便地域支援事業の利用者は、乗車時にパスカードの提示を行わなければならない。

(譲渡等の禁止)

第7条 パスカードの交付を受けた者は、パスカードを他人に貸与、譲渡、又は担保に供してはならない。

(資格の喪失)

第8条 利用対象者であった者が、第2条に規定する要件を満たさなくなったときは、交通不便地域支援事業を利用する資格を喪失する。

(パスカードの申請事項の変更)

第9条 パスカードの記載内容に変更が生じた場合、利用対象者は速やかに、変更前のパスカードを添えて、交通不便地域支援事業パスカード記載内容変更申請書（第4号様式）を提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、内容を審査し、パスカードを交付するものとする。

(パスカードの再交付)

第10条 パスカードの交付を受けた者が、パスカードを紛失・汚損した場合は、交通不便地域支援事業パスカード再発行願（第5号様式）を提出し、再交付を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、パスカードを再交付するものとする。

3 パスカードの再交付を受けた者が、紛失したパスカードを発見した場合は、速やかに発見したパスカードを返還しなければならない。

(パスカードの返還)

第11条 パスカードの交付を受けた者が、第8条の規定に該当し、交通不便地域支援事業を利用する資格を喪失したときは、速やかにパスカードを返還しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

交通不便地域支援事業利用申請書兼同意書

令和 年 月 日

船橋市長 あて

交通不便地域支援事業の送迎バスを利用したいので、下記の事項に同意してパスカードの交付を申請します。

申請者	フリガナ 氏名	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 年 月 日 <input type="checkbox"/> 昭和 (満 歳)		
	住所 〒 船橋市	電話() -		
緊急時 連絡先	氏名	続柄	住所	電話() -
主な利用目的			主な利用 ルート	(運行団体)
				(運行ルート)

記

交通不便地域支援事業は、各協力団体が自らの業務サービスの一環として運行している送迎バスを、各協力団体の好意による社会貢献として活用させていただく事業です。

このことを理解し、事業を円滑に進めるために以下の全ての内容に同意します。

- (1) 送迎バスに乗車中は運転者の指示に従い、安全な乗車に努めること。
- (2) 空席状況や運行時間の遅延により乗車できない場合があること。
- (3) 運行時刻は各協力団体の業務に合わせて設定されたものであり、時間に若干のずれが生じることがあること。
- (4) 利用に当たっては、個人での利用に限り、団体での利用はしないこと。
- (5) 自らの不注意による事故は、運転者及び各協力団体に対して、その責任を問わないこと。
- (6) 市長が必要と認めたとき(緊急時等)は、利用申請書に記載された情報を各協力団体に提供すること。(情報はこの事業の目的以外には使用しません)。
- (7) 乗車中、同乗者から感染症等に感染する恐れがあること。

第2号様式

交通不便地域支援事業利用却下通知書

令和 年 月 日

申請者 様

船橋市長

令和 年 月 日付で申請のありました交通不便地域支援事業の利用について、審査の結果、下記理由によりパスカード交付の却下を決定しましたので通知します。

記

却下の理由

--

表

交通不便地域支援事業パスカード

発行日 令和 年 月 日
発行者 船橋市長 印

対象者氏名 _____

生年月日 _____

住 所 _____

緊急連絡先

氏名	続柄	住所	電話 ()
			—

裏

利用上の注意事項

- 1 このカードに記載の対象者本人しか使えません。
- 2 時刻表の5分前には、停車位置（通過ポイント）付近でお待ちください。
- 3 バスが近づいたら、手を挙げてお知らせください。
- 4 乗車するときに、このカードを運転者に提示し、降車場所を伝えてください。
- 5 乗車中は、運転者の指示に従って乗車してください。
- 6 空席がなく、乗車できない場合があります。
- 7 個人での利用に限り、団体での利用はできません。
- 8 乗車中はシートベルトを着用するなど、安全な乗車に努めてください。
- 9 船橋市外へ転出されたときは本カードを返還してください。
- 10 本カードに有効期限の定めはありません。ただし、事業の廃止やカードの更新を必要とするときは別途通知します。

【問合せ先】：船橋市道路計画課 （電話 047-436-2055）

第4号様式

交通不便地域支援事業パスカード記載内容変更利用申請書

令和 年 月 日

船橋市長 あて

(住所)

(氏名)

交通不便地域支援事業パスカードの記載内容に変更が生じたため、下記のとおり内容を変更し、再発行をお願いします。

記

変更内容(該当箇所の番号を○で囲んでください)	1 利用者氏名	
	2 利用者住所	船橋市
	3 利用者電話番号	
	4 緊急連絡先氏名	続柄 ()
	5 緊急連絡先住所	
	6 緊急連絡先電話番号	
変更理由		

第5号様式

交通不便地域支援事業パスカード再発行願

令和 年 月 日

船橋市長 あて

交通不便地域支援事業パスカードを(汚損・紛失)したため、再発行をお願いいたします。

住 所 船橋市

氏 名

電話番号

なお、紛失したパスカードが見つかった場合は、道路計画課に返却するものとします。